

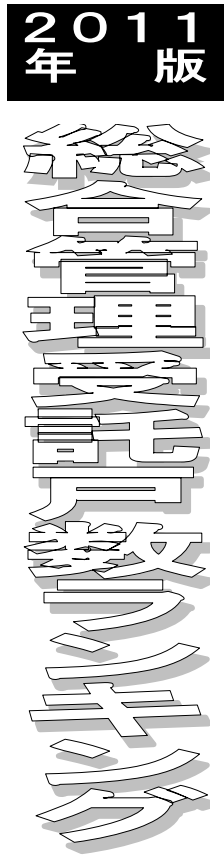
マンション管理士前島事務所通信

2011年(平成23年)7月25日
第00019号(隔月発行)

編集/発行者: 前島 英史
住所: 京都市右京区龍安寺塔ノ下町20-7
電話: 075-462-9100
URL: http://www.mankan-maejima.com/

管理会社上位15社の顔ぶれ

今年度 順位	前年度 順位	社名	社長名	戸数
1	1	日本ハウズイング	小佐野 台	364,364
2	2	大京アステージ	益田 知	352,690
3	3	東急コミュニティー	中村 元宣	292,626
4	4	長谷工コミュニティ	大高 進	221,135
5	5	三井不動産住宅サービス	田中 健	169,464
6	7	三菱地所コミュニティ	渡会一郎	164,731
7	6	日本総合住生活	荒田 建	163,418
8	8	住友不動産建物サービス	山本直人	155,016
9	9	合人社計画研究所	福井 滋	147,311
10	10	大和ライフネクスト	渡邊 好則	131,907
11	11	野村リビングサポート	関 敏昭	115,776
12	12	コミュニティワン	河野 由紀	110,045
13	13	丸紅コミュニティ	吉田郁夫	98,949
14	14	伊藤忠アーバンコミュニティ	猪熊茂男	73,941
15	15	ダイワサービス	山根 弘美	71,629



マンション管理新聞社は、管理会社各社の平成二十三年三月末現在の総合管理受託戸数を調査した。

管理戸数の集計には部分管理や賃貸管理の戸数は除いた。集計した管理会社の数は三九七社。M&Aや事業統合などで四社が姿を消している。

『グループ別ランキング』は持ち株などの関係から管理受託戸数を総合集計したもの。長谷工コミュニティグループ、コミュニティワングループは親会社の子会社の管理受託戸数も集計対象としている。トツプは去年に引き続き、日本ハウズイングだったが、グループ別ランキングでは大京グループがトツプの座を奪った。三菱地所コミュニティは親会社の積極的なマンション供給で6位にランクアップした。

分譲マンションのストック数は国交省の調査によると、単独では昨年と変わらずに十二位だが、自らによるライフ・キープによるライバルの株取得、また、株主のユニイテッドコミュニティーズによる陽光ビルシステムとマリモコミュニティの全株取得により、グループではランクアップした。

増加戸数ランキング

順位	会社名	増加戸数
1	日本ハウズイング	11,193
2	長谷工コミュニティ	6,907
3	大京アステージ	6,377
4	野村リビングサポート	5,998
5	三井不動産住宅サービス	5,476
6	東急コミュニティー	4,757
7	住友不動産建物サービス	4,405
8	コミュニティワン	4,329
9	合人社計画研究所	4,124
10	ダイワサービス	3,684
11	三菱地所コミュニティ	3,628
12	あなぶきハイジングサービス	3,200
13	東京建物アメニティサポート	2,846
14	大和ライフネクスト	2,694
15	近鉄住宅管理	2,529
16	レーベンコミュニティ	1,845
17	ナイスコミュニティー	1,750
18	ユニオン・シティサービス	1,656
19	イオンディライト(※)	1,631
20	ライフポート西洋	1,613

マンション対策室発表の五百七十一万三千戸(二十二年末現在)を基に市場占有率を見ると、十万户以上の十二社のシェアは四一・八割(昨年四〇・七割)、グループ別十五社だと五一・四割(同五〇・四割)にもなり、年々大手寡占化傾向がすすんでいる状況がうかがえる。

増加戸数ランキングでは、日本ハウズイングが三年ぶりにトツプとなった。ここ数年M&Aや合併などによる増加が目立っていたが、この一年間は株式取得によるグループ入りを中心とする。単独会社の増加戸数に景況を与えるケースは少なかった。

分譲マンションの供給戸数は一時期の落ち込みから少し持ち直しつつある。不動産経済研究所の発表によれば、二〇一〇年の年間マ

震災の影響も出始めて

る。新築市場に東日本大

みがある会社が顔をそろ

とリプレイス営業に強

だけ、管理戸数を伸ば

で、マンション管理の

急この四月の組織改

化している。例えば東

リプレイス営業を強

から管理受注が多

く見込めないだけに

の管理会社は親会社

グループ別ランキング

順位	会社名	戸数
1	大京G	400,845
2	日本ハウズイングG	368,458
3	東急コミュニティーG	301,633
4	長谷工コミュニティG	270,838
5	三井不動産建物サービスG	217,222
6	大和ハウスG	203,536
7	三菱地所G	168,006
8	合人社計画研究所G	167,684
9	日本総合住生活	163,418
10	住友不動産建物サービス	155,016
11	コミュニティワンG	142,074
12	野村リビングサポート	115,776
13	丸紅コミュニティG	113,680
14	伊藤忠アーバンコミュニティ	73,941
15	互光建物管理G	72,975

理的に実施している。一方、昨年五月のマンション管理適正化法改正規則施行もあって管理組合の管理厳しさを増している。落ち着きを見せたい。再着きを見せたい。また、マンション管理

東京都内・既存分譲マンションの設定値を調査

積立金の平均、9,114 円

㎡当たりでは 139 円 平均管理費は 13,804 円

既存マンション・築年別データ (2010.10~2011.3 販売分)

築年	対象物件数	平均戸数	平均管理費 (円)	㎡当管理費 (円)	平均修繕積立金 (円)	㎡当積立金 (円)	平均専有面積 (㎡)
40年超	164	127.1	11,065	214	11,101	215	51.53
30年~40年未満	722	102.9	11,832	210	11,157	198	55.63
20年~30年未満	836	83.3	14,559	224	11,408	176	64.66
10年~20年未満	1,602	70.8	13,925	210	9,418	142	66.26
5年~10年未満	1,292	131.2	13,769	196	7,612	108	70.23
5年未満	720	212.1	15,240	218	6,080	87	69.83
全 体	5,336	112.5	13,804	211	9,114	139	65.56

マンション管理新聞は二〇一〇年十月、二〇一一年三月に流通した東京都内の既存分譲マンション五千三百三十六戸を対象に、平均管理費・修繕積立金、一方が当たりの価格等のデータをまとめた。調査対象五千三百三十六戸を「二三区」とそれ以外

の「都下」に分類すると、二三区は三千九百二十六戸で全体の七三・六割を占めた。調査開始以降最低を記録した前回の七二・三割は上回ったが、都下の占める割合が上昇傾向にあるのは変わらない。今回の集計分の平均管理費は一万三千八百

四円。昨年下半年に都内で供給された新築物件の平均管理費と比べると四千四百九十二円の差がある。一平方メートル当たりの値は既存が二百一十一円、新築は二百三十三円だった。前回調査の平均管理費は一万三千六百九十一円。一平方メートル当たりの値は二百一十円で、今回より一円低い。平均修繕積立金は既存が

九千百十四円。新築は七千三百七十七円。一平方メートル当たりの値は既存百三十九円に対し、新築は九十四円にとどまっている。「㎡当積立金」は二三区が百四十円で都下と四円の差があるが「平均修繕積立金」では逆転する現象は毎回の傾向。都下の方が平均専有面積が広い。そのため、二三区と比べ五・五七平方メートル差がある。(マンション管理新聞 第 822 号より)

大規模修繕工事保証の現状は？

大規模修繕工事の保証・保険は、①業者が倒産しても別の業者によって工事が完成される工事完成保証と、②工事業者とメーカーが連盟で塗料や防水材の品質を保証する性能保証がある。

一方最近では、瑕疵を対象に「大規模修繕工事 瑕疵担保責任保険」がある。例えば、外壁塗装・屋上防水が「防水性能を満たさない状態」と保険法人によって瑕疵認定され、補修費用が工事会社

に支払われ、工事業者が倒産していれば発注者である管理組合に支払われる。ある都内の大手改修専門業者の例では、年間二百件の受注工事のうち、昨年保険を付けた件数は十だった。まだ事例が少ないのが現状のようだ。

現在、管理組合が行う大規模修繕工事の見積参加では

参加条件に「保険加入」を入れる場合は少ない。「自社と同等以上の第三者の施工業者が保険での工事保証」という条件を付ける組合もあるが、改修業者からすると「保険は費用が発生するが、同規模の同業者による工事完成保証は費用が要らない。組合も工事業者も費用軽減に越したことはないから保険は付かない」という。

また、保証や保険は工事業者が契約し、保険料を負担するが、管理組合の要望に基づいて契約する場合でも実際は「弊社負担のサービスと致します」と折れ「なし崩し的に業者負担」とこぼす改修業者もいる。

ただ、費用対効果が見えにくい保険は管理組合も払いたくない。発注者を意識した料金や適用例の分かりやすい仕組みも求められている。(マンション管理新聞 第 839 号より)

編集後記

京都では、祇園祭も終わり夏本番です。読者の皆様も暑さに負けずに行きましょう。マンション標準管理規約の改正が発表されました。改正幅は、当初の予測からすると小幅なものとなっています。関心のある方は国土交通省のホームページよりご覧ください。わからないことがございましたら当事務所までお問い合わせください。